

笛吹市ごみ減量協働プラン

(アクションプラン)

◇市民・事業者・行政が一体で進めるごみ減量◇

計画期間（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月

笛吹市 市民環境部 環境推進課

はじめに

私たちが日々生活していくうえで、「ごみ問題」は避けては通れない課題です。

ごみ焼却に伴う温室効果ガス(二酸化炭素等)の増大や天然資源の枯渇問題などは、地球環境問題であるとともに、私たち人類の問題となっています。

こうしたことから、「ごみの減量推進への取組」は、環境への負荷を低減させ、天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会を構築するための非常に重要な取組みです。

これまで笛吹市は、笛吹市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)において、平成22年度までの5年間に生活系可燃ごみを53%減量する「やってみるじゃん53減量」をスローガンとした内容の答申をいただき、「ミックスペーパー」・「その他プラスチック」の分別収集や容器包装リサイクル法による資源ごみの分別収集の徹底、ごみ減量キャンペーンの開催による環境教育の推進、事業者へのごみ減量の働きかけなど、さまざまなごみ減量施策に取り組んできましたが、引き続きごみ減量施策が求められています。

策定から10年間が経過して、平成16年度生活系可燃ごみ処理量を基準として、現在は約38%の減量となっています。

この結果をふまえ、ごみ減量に向けた新たな取組として、小型家電の収集・衣類の資源化をはじめ、平成29年度には、有料指定ごみ袋を導入し、ごみの分別意識の向上と再資源化の促進に努めております。

今後さらに、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進し「資源循環型社会」の構築に向け市民や事業者が自主的にごみの減量に取り組むことや、行政(笛吹市)が率先してごみ減量を推進することが必要であり、また、この取組みを実効あるものとするためには、市民・事業者・行政(笛吹市)が適切な役割分担と協働のもとにごみ減量を進めることが重要となってきています。

そこで笛吹市は、市民・事業者・行政(笛吹市)それぞれが、循環型社会の形成推進に向けて責任と役割を果たしつつ、実効あるごみ減量を推進していくため、「ごみ減量協働プラン」を更新して、その推進を図っていきます。

I. ごみ減量推進にあたっての基本的考え方

1. 目的

笛吹市ごみ減量協働プラン(以下「協働プラン」といいます。)は、笛吹市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、市民・事業者・行政(笛吹市)の協働のもとに、行動指針及び具体的な施策を定めることにより、ごみ減量化・資源化を進めて、資源の循環を基本としたまちづくりを実現することを目的とします。

2. 基本的な進め方

協働プランに定めた行動指針及び具体的な施策による事業は、各年度の予算に反映させて、その実現に努めます。

協働プランは、策定後、おおむね5年経過後に計画の見直しを行うと共に、社会情勢の変化や基本計画の見直し等に合わせ、必要に応じて弾力的に計画の改訂を行います。

3. 役割分担

協働プランの実施は、市民・事業者・行政（笛吹市）がそれぞれの役割に基づいて進め、実現して行きます。

4. 計画期間

この協働プランの計画期間は、第4次（令和3年度から令和7年度）までの5年間とします。

5. 計画人口

令和3年度計画人口は、68,654人とします。

※ 笛吹市一般廃棄物処理基本計画による公表数値

II. 協働プランの目標（ごみ減量の目標）

1. ごみ減量の現状

第2次ごみ減量アクションプラン（平成23年度～平成27年度）で示した計画目標量に対する実績量は次のとおりとなりました。

平成16年度生活系可燃ごみ処理集計量 15,723,700kg を基準として平成27年度までに、ごみ減量を目指し、取り組みを行った結果、減量化率は約30%であり達成には至りませんでした。

◇生活系可燃ごみ◇

（平成16年度生活系可燃ごみ処理集計量 15,723,700kg を基準とした実績値）

年度 項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
排出量（年間）	11,463,240 kg	11,333,750 kg	11,045,860 kg	11,028,230 kg	11,135,820 kg
排出量（1人1日当たり）	0.441kg	0.433kg	0.425kg	0.427kg	0.427kg
減量化率（%）	△27.10%	△27.92%	△29.75%	△29.86%	△29.18%
資源化量（年間）	3,540,902 kg	3,442,907 kg	3,246,254 kg	3,450,017 kg	3,330,633 kg
資源化率（%）	21.6%	21.3%	20.6%	21.3%	20.7%

◇生活系可燃ごみ◇

(平成 16 年度生活系可燃ごみ処理集計量 15,723,700kg を基準とした実績量)

年度 項目	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
排出量(年間)	10,990,580kg	9,490,810kg	9,660,450kg	9,751,920kg	9,806,160kg
排出量(1人1日当たり)	0.429kg	0.372kg	0.381kg	0.387kg	0.392kg
減量化率(%)	△30.10%	△39.64%	△38.56%	△37.99%	△37.63%
資源化量(年間)	3,252,505kg	3,361,530kg	3,292,669kg	3,170,642kg	3,042,234kg
資源化率(%)	20.8%	23.6%	22.8%	22.1%	21.1%

第3次ごみ減量アクションプラン(平成28年度～令和2年度)で示した計画目標量に対する実績量は上記のとおりとなりました。

平成16年度対比で平成29年度は、39.64%の減量となりましたが、平成30年度からは、ほぼ横ばいの状況となっております。

令和2年度までに、ごみ減量を目指し取り組みを行った結果、令和2年度の減量化率は約38%であり達成には至りませんでした。

2. ごみ減量の目標

この結果から、協働プランによりさらなる排出量の削減を目標として引き続き、「やってみるじゃん53減量」をスローガンとして取り組み、平成29年度から、有料指定ごみ袋を導入し、分別の徹底や発生・排出抑制に重点を置き、資源化(量・率)の向上を図っておりますが、令和2年度末で、生活系可燃ごみの減量化率53%を達成することはできませんでした。

令和3年度から令和7年度までの5年間は、「小さな分別・大きな減量」をスローガンとして生活系可燃ごみの減量化を目指します。

第2次ごみ減量アクションプランにおいて目標としていた、令和2年度の資源化率目標値22%以上については達成することができました。

今後の目標として、令和7年度の資源化率目標値を23.6%・最終処分率目標値を2%以下とします。

◇生活系可燃ごみ◇

(平成16年度生活系可燃ごみ処理集計量 15,723,700kg を基準とした年次目標)

年度 項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
排出量(年間)	9,670,000 kg	9,560,000 kg	9,420,000 kg	9,200,000 kg	9,041,000 kg
排出量(1人一日当たり)	0.385kg	0.382kg	0.378kg	0.371kg	0.365kg
減量化率(%)	△38.50%	△39.20%	△40.09%	△41.49%	△42.50%
資源化量(年間)	3,533,278 kg	3,546,468 kg	3,584,434 kg	3,622,015 kg	3,659,261 kg
資源化率(%)	23.1%	23.2%	23.4%	23.5%	23.6%

Ⅲ. 基本方針

●市民・事業者・行政(笛吹市)の協働

市民・事業者・行政(笛吹市)がそれぞれの責任を果たしつつ、協働して日々の活動の中で、5Rを推進(リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル)して、実際にごみ減量を推進できるような具体的な取組みを行います。

(1) 断る・辞退(リフューズ)の推進

市民：過剰な包装やレジ袋等は辞退し、マイバックの利用を率先してごみを持ち込まないことを意識して行動する。

事業者：商品の包装材使用量を削減し、ばら売りや量り売りの商品の提供に心掛け無包装や簡易包装商品の販売を推進する。

行政：率先して過剰な包装商品は辞退し、廃棄物になりにくい商品を購入するとともに、市民・事業者が自主的に意識して行動できるよう各種施策を実施する。

(2) 発生抑制(リデュース)の推進

市民：廃棄するときのことを考えて、できるだけ家庭にごみになるようなものを持ち込まない、ものを大切に使う、使い捨て商品の使用を減らす、無駄のない食生活を送るなど、極力ごみをつくらない生活を行う。

事業者：ごみになりにくい製品作りをするとともに、ごみを増やさない販売活動を行う。

行政：率先してごみをつくらないようにするとともに、市民や事業者にごみを減らすよう働きかけるための施策を積極的に行う。

(3) 再使用（リユース）の推進

市 民：不用品を有効利用するとともに、ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った商品を選択する。

事業者：製品の製造にあたっては。部品の再使用に努めるとともに、再使用可能な商品を開発する。また、再使用を推進する販売活動を行う。

行 政：率先して庁用封筒等の再使用に努めるとともに、市民・事業者が自主的に再使用に取組めるよう各種施策を実施する。

(4) 修理（リペア）の推進

市 民：修理システムのある商品など長期間使用できる商品を選び、使用頻度や期間の短い商品などは、リースやレンタル店を利用する。

事業者：メンテナンス（管理・保守）のしやすい製品設計に取り組むとともに修理サポート体制を充実する。

行 政：率先して物品を長く使うよう心掛けるとともに、修繕と消耗部品の交換を実施し、市民・事業者が自主的に意識して行動できるよう各種施策を実施する。

(5) 再生利用（リサイクル）の推進

市 民：優先的に再生品の購入を行い、ごみは分別して排出し、資源のリサイクルに協力するとともに、集団回収を推進する。

事業者：優先的に再生品の購入を行うとともに、再生原料の使用、再生品の販売を推進する。

行 政：率先して再生品を購入するとともに、市民・事業者が自主的にリサイクル活動を推進できるよう各種施策を実施する。

IV. 具体的な行動メニュー

◆減量化・資源化の具体的施策◆

1. 生活系ごみの排出抑制

●市民の行動メニュー

（買い物をするとき）

- ・買い物の時には買い物袋を持っていきましょう。
- ・中身を取り出せばすぐ不要になってしまう過剰な包装は断りましょう
- ・ビール・酒などは、できるだけ繰り返し使えるリターナブルびん入りの商品を選びましょう。
- ・洗剤、シャンプーなどを購入する際には、詰め替え商品や濃縮されたコンパクトな商品を選びましょう。

- 野菜、果物、肉などを購入する際には、裸売りやばら売り、量り売りのものを選びましょう。
- トイレtpーパーや文房具などを購入する際には、再生資源のリサイクルにより作られた再生品を選びましょう。
- コンビニエンスストアなどで弁当を買うときには、家で使う箸を使うようにして、割り箸は断りましょう。
- 再生品を選ぶには、エコマーク、グリーンマーク、牛乳パック再利用マーク、ペットボトルリサイクル推奨マークなどの「環境ラベル」を目印にしましょう。
- 使い捨て商品のティッシュペーパー、紙おむつ、紙コップ、割り箸などの使用をできるだけ控えましょう。
- ベビー用品や旅行用品など短期間しか使用しないものについては、レンタル品を利用しましょう。また、家具、衣類、家電製品などについてはリサイクルショップを利用しましょう。
- ごみの分別や減量に努めながら、できるだけごみ排出量を少なくしていきましょう。家庭で使用するごみ袋も、大袋から小袋へ移行していくように努力しましょう。

グリーンコンシューマー（グリーン購入に取り組んでいる人）になりましょう。

※グリーン購入とは、環境負荷の少ない商品やサービスを、負荷低減に努める事業者から優先して購入すること。

○グリーンコンシューマーの10原則

- ① 必要なものを必要な量だけ買う
- ② 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
- ③ 包装のないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
- ④ 作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
- ⑤ 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
- ⑥ 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ
- ⑦ 近くで生産・製造されたものを選ぶ
- ⑧ 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- ⑨ リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
- ⑩ 環境問題に熱心に取り組む、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

※出典：グリーンコンシューマー全国ネットワーク

「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」による

(生活の中で)

- 食事を作りすぎたり、注文をしすぎたりしないように注意し、食べ残しをしないようにしましょう。
- 家電製品などは、できるだけ修理し、長期間使うようにしましょう。
- 購入した食品は、品質や賞味期限などをこまめにチェックして、無駄なく使い切るようにしましょう。
- 外出先などで、缶やペットボトル入りの飲料を購入せずに、家でお茶などを沸かして水筒に入れて持参するようにしましょう。
- 不要なダイレクトメールは、ごみになってしまいますので断りましょう。
- 食材を無駄なく使い切るエコクッキングを心がけ、生ごみの発生を減らしましょう。また、生ごみを出す前には、できるだけ水切りをしましょう。
- 衣類、自転車、家具など、まだ使えるものは、知り合いに譲ったり、リサイクルショップを利用したりして必要としている人に譲ってあげましょう。
- 空き缶（アルミ缶・スチール缶）、空きびん、ペットボトルなどは、ルールを守って市の資源ごみ収集日に出しましょう。なお、リターナブルびん（ビールびん、一升びん）などは販売店などに引き取ってもらいましょう。
- 新聞、雑誌、ダンボール、紙パックなどもルールを守って市の資源ごみ収集日に出しましょう。
- ミックスペーパー（資源物以外の雑古紙）やその他プラスチック（プラマークのあるプラスチック製容器包装ごみ）はルールを守って市のミックスペーパー、その他プラスチックごみの収集日に出しましょう。
- 乾電池、蛍光灯管、ライターなどは、市の有害ごみや粗大ごみ収集日に出しましょう。

2. 事業系ごみの排出抑制

●事業者の行動メニュー

(事務所)

- 事務所で使用する用紙には、できるだけ再生紙を購入し使用しましょう。
(古紙 100%・白色度 70%の用紙が望ましい)
- コピー用紙の使用量を抑制しましょう。(両面コピーの励行、使用済み用紙の裏面利用、文書の共有、電子メール、タブレットの活用によるペーパーレス化)
- 紙ごみの分別で再生資源業者に引き渡し、リサイクルしましょう。
- 事務用品には、再生品を購入し、使用しましょう。
- 筆記用具、のりなどは、詰め替え商品を使用しましょう。

- お茶やコーヒーなどはできるだけ湯呑みやカップ（使い捨てでないもの）に入れるようにして、使い捨て容器（缶、ペットボトル、紙コップ）の使用量を減らしましょう。
- ごみ減量やリサイクルの意義など社内での環境学習を推進しましょう。
- 経営方針には、ごみ減量・リサイクルの事項を掲げ、行動計画の作成や社内での取組み組織の整備など適切な管理に努めましょう。

（製造業）

- 製品の小型化など、同一機能に対する資源使用量の極小化に努めましょう。
- 寿命の長い製品を設計・開発しましょう。
- 解体の容易さや素材種類の削減など修理や再使用及びリサイクルするときのことを考えた設計・開発を行いましょう。
- 容器のリターナブル化を検討しましょう。
- 詰め替え可能な商品の生産の促進に努めましょう。
- 通い箱やパレットの使用など運搬資材・梱包資材の省資源化・再使用を進めましょう。
- 消費者には、ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることを表示するように努めましょう。
- 交換部品の確保など、修理体制の充実に努めましょう。
- 再使用可能な部品を再使用しましょう。
- ごみ減量やリサイクルの意義など社内での環境学習を推進しましょう。
- 経営方針には、ごみ減量・リサイクルの事項を掲げ、行動計画の作成や社内での取組み方法、組織の整備など適切な管理に努めましょう。
- 適正処理困難物の処理技術を確立し、回収など適切な措置を講じましょう。

（販売業）

- 過剰包装を控え、簡易包装・無包装を推進しましょう。
- 買い物袋持参の協力を促しましょう。
- 量り売りなど、消費者が包装方法を選択できる仕組みを整備しましょう。
- 詰め替え商品や繰り返して使用できる容器入りの商品など長時間、繰り返して使用できる商品を販売しましょう。
- 修理体制の充実した商品を販売しましょう。
- 衣類・本・パソコンなどの中古品の引き取りや販売をしましょう。
- エコマーク商品・グリーンマーク商品など環境ラベル付き商品を販売しましょう。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品のPRと商品供給の推進に努めましょう。
- 販売管理の徹底により、売れ残り品の廃棄を減らしましょう。

- チラシやパンフレット、包装紙、トイレットペーパーへの再生紙の使用など再生品の使用を推進しましょう。
- 流通用梱包材は、繰り返し使用できるものを使用しましょう。
- トレイ、紙パック、ペットボトルなどの容器包装の回収やボタン電池、充電式電池などを回収しましょう。
- ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんを回収しましょう。
- 自動販売機から発生する空き缶などの空き容器を回収しましょう。
- 廃食用油の分別排出、リサイクルを推進しましょう。
- ごみ減量やリサイクルの意義など社内での環境学習を推進しましょう。
- 経営方針には、ごみ減量・リサイクルの事項を掲げ、行動計画の作成や社内での取組み方法、組織の整備など適切な管理に努めましょう。

(飲食業)

- 使い捨て商品である、箸を再使用可能なものにししたり、箸袋を簡素化したりしましょう。
- 紙製おしぼりを布製に換えましょう。
- トイレのペーパータオルの使用をやめましょう。
- 調理の工夫により無駄な生ごみの抑制と食べ残しの減少に努めましょう。
- ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは、販売業者に戻しましょう。
- 生ごみ等は、ごみとして出す前に水切りを徹底しましょう。
- 廃食用油の分別排出、リサイクルを推進しましょう。
- チラシ・パンフレット・トイレットペーパーへの再生紙の使用など再生品の使用を推進しましょう。
- ごみ減量やリサイクルの意義など社内での環境学習を推進しましょう。
- 経営方針には、ごみ減量・リサイクルの事項を掲げ、行動計画の作成や社内での取組み方法、組織の整備など適切な管理に努めましょう。

(ホテル・旅館業)

- 石鹸やシャンプーなどについて、必要量だけ出せる容器の採用を推進しましょう。
- 食品や物品の仕入れを通い箱化しましょう。
- トイレのペーパータオルの使用をやめましょう。
- 調理の工夫により無駄な生ごみの抑制と食べ残しの減少に努めましょう。
- 生ごみ等は、ごみとして出す前に水切りを徹底しましょう。
- 廃食用油の分別排出、リサイクルを推進しましょう。
- チラシ・パンフレット・トイレットペーパーへの再生紙の使用など再生品の使用を推進しましょう。

- ごみ減量やリサイクルの意義など社内での環境学習を推進しましょう。
- 経営方針には、ごみ減量・リサイクルの事項を掲げ、行動計画の作成や社内での取組み組織の整備など適切な管理に努めましょう。

3. 笛吹市自らの排出抑制

●市役所の行動メニュー

(1) 基本計画と協働プランの実行

- 発生するごみの量の結果によりごみ減量行動の方針及び計画を策定し（Plan）、実施・運用し（Do）、点検し（Check）、見直す（Action）という PDCA サイクルを継続的に実施します。
- コピー用紙は再生紙を積極的に使用。両面コピーの徹底、ミスコピーの裏面利用やタブレットの導入により、コピー用紙の使用を削減します。
- 詰め替え可能な文具等の使用促進、使い捨て容器の使用自粛など物品等の長期使用を行います。
- ミックスペーパーやプラスチック、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 使い捨て製品の使用・購入の抑制により廃棄物の量を削減します。
- グリーン購入の推進を図り、循環型社会の形成に貢献します。
- 生ごみの堆肥化、生ごみ排出時の水切り等の指導を徹底し、生ごみの軽減化に努めます。

(2) ごみ減量化を進めるための社会的なシステムづくり

①市民や事業者のネットワークづくりの推進

- アダプト・プログラム参加団体や市内事業者など市民・事業者と協働したごみ減量の取組みを推進します。
- 「廃棄物減量等推進審議会」や「環境指導員」等によりごみ減量の取組みを推進します。

②市民によるごみ減量化の取組みの推進

- 市内のスーパー等の大型店舗において、ごみ分別キャンペーンの実施により、市民にごみ減量への啓発を行います。
- 小中学校を中心として子どもや保護者にごみ減量と分別に関する説明会を実施し、地球温暖化対策として「環境家計簿」の普及と環境教育を実施します。

- 行政区、環境指導員、女性団体等の市民を対象に、ごみ減量に対する説明会を実施します。
- 市主催イベント時においてごみ減量・リサイクルに対する理解と協力を呼びかけます。
- 各種パンフレット等を作成し、市民の啓発に努めます。
- ごみ減量化を目的に活動する資源物回収団体への支援を行います。
- ダンボール箱で生ごみを堆肥化する市民への支援を行います。

③事業者によるごみ減量化の取組みの促進

- 製造販売事業者には、容器包装ごみの発生抑制のため、簡易包装やレジ袋使用量の削減を促進します。
- 販売事業者には、適正処理困難物の事業者回収を促進します。
- 販売事業者には、家電リサイクル法の対象となる家電製品の業者回収を促進します。
- 容器の店頭回収を促進します。

④笛吹市によるリサイクル及び処理

(資源化のための分別収集等)

- 資源物（空き缶・空き瓶・ペットボトル・雑誌・ダンボール・新聞紙・紙パック、衣類）の分別収集を実施します。
- その他プラスチック（プラマークのあるもの）・ミックスペーパー（雑古紙）の分別収集を実施します。
- 可燃ごみ（資源にならない紙くず・紙おむつ・靴等）・粗大ごみ（自転車・ストーブ・おもちゃ等）・有害ごみ（乾電池・充電電池・水銀体温計・蛍光灯・電球等）・有料ごみ（古タイヤ・バッテリー）の分別収集を実施します。
- 事業系一般廃棄物処理についての総合的な情報窓口を設置します。

ごみは出さない・つぐらない

その意識と姿勢が大切です！

笛吹市ごみ減量協働プラン

(アクションプラン)

発行：笛吹市役所市民環境部環境推進課

〒406-0031

笛吹市石和町市部 809-1

TEL:055-262-4111 (代)

FAX:055-262-7646